

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(1) 災害救助費等負担金	共同	(九州財務局)	4,310	4,280	▲30	—
事案の概要	一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事等が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した経費について補助を行う。 同法に基づく救助は、都道府県知事等が、現に救助を必要とする者に行う。また、必要に応じて救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。 救助の種類:避難所の設置、食品・飲料水・生活必需品の給与(貸与)、応急仮設住宅の供与等						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

平常時からの準備状況について

仮設住宅の供与を可能な限り迅速化することにより、避難所における生活期間を短縮することで、避難所における生活に要する経費を抑制することが可能である。また、被災者の心身の負担も軽減させることができる。

応急仮設住宅の供与に当たっては、被災者に一日も早く安心して生活できる住まいに入居していただくことが重要である。

このため、取扱要領に示された事前準備を行うことにより、安価で早期の供給が可能となる。

さらに、取扱要領に加え、地域特性等も考慮し、事前準備を実施しておくことが重要となる。

よって、内閣府防災は、各自治体に対し、これらの事前準備を確実にするために、取扱要領の周知徹底及び必要な助言等を行うべき。

反映の内容等

平常時からの準備状況について

令和元年に発生した台風第15号及び第19号等の災害において、事前(平常時)に事務委任に関する取決めが行われていなかったため県と市町村の役割分担が明確でなく、発災後の初動に遅れが生じる事例もあったことから、内閣府において、取扱要領に示された事前準備を適切に実施できるよう、救助の実施に関する事務の委任に係る対応状況について照会を行うとともに、令和2年1月に事務委任に関する事前の取決めの積極的な活用について周知を行った。

災害対応の迅速な実施のため、今後もあらゆる機会を捉えて事前準備の重要性について周知徹底を図っていく。